

第 11 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 4 年 12 月 13 日午後 2:00～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

- 第 1 号議案 第 8 次京都府栽培漁業基本計画について(諮問)
【第 1 号議案資料】
- 第 2 号議案 特定水産資源に関する令和 5 管理年度における知事
管理漁獲可能量について(諮問) 【第 2 号議案資料】
- 第 3 号議案 特定水産資源に関する令和 4 管理年度における知事
管理漁獲可能量の変更について (諮問)
【第 3 号議案資料】
- 第 4 号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)
機船船びき網漁業(さよりニそうびき機船船びき網漁業)
【第 4 号議案資料】
- 第 5 号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)
固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業) 【第 5 号議案資料】

3 報告事項

- (1) 第 41 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について
【報告事項(1)】
- (2) 第 15 次漁場計画策定に向けた作業状況について
【報告事項(2)】
- (3) 海洋調査船の代船建造について
【報告事項(3)】

4 その他

第 12 回委員会開催について

5 閉 会

第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏名	備考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委 員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

第 1 号議案 第 8 次京都府栽培漁業基本計画について
(諮問)

【理由】

沿岸漁場整備開発法第 7 条の 2 第 1 項により、京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資 料 1 京都府知事からの諮問文(写)

参考資料 新旧対照表



4水第571号
令和4年12月12日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



第8次京都府栽培漁業基本計画について（諮問）

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49条）第7条の2第1項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次京都府栽培漁業基本計画）を別添のとおり策定することについて諮問します。

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996

第8次京都府栽培漁業基本計画（案）

栽培漁業は、水産資源の維持・増大に一定の役割を果たすほか、遊漁者への遊漁機会の提供による都市と漁村との交流促進、種苗放流体験による自然環境や水生生物の学習の場の提供など、その効果が広く府民に及ぶ公益的な役割も担っている。

京都府では、栽培漁業の推進を図るため、昭和54年に漁業団体、沿海市町と連携して財団法人 京都府水産振興事業団（平成23年に公益財団法人へ移行）を設立した。昭和56年には京都府栽培漁業センターを開所し、その管理運営を（公財）京都府水産振興事業団が担い、種苗の大量生産、中間育成、放流を実施してきた。これまでの種苗放流の継続を通じ、漁獲量が維持・増大している魚種がある一方で、十分な効果を上げるに至っていないものもある。加えて、消費者の魚離れや魚価の低迷などにより、本府沿岸漁業を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような中で「海の京都」観光圏を構成する市町や観光産業と連携した地産地消の推進、海業などの取組が進められており、今後、資源管理と一体的に栽培漁業に取り組むことで水産資源を維持・増大させ、養殖漁業の拡大、ブランド化も組み合わせた多角的で収益性の高い漁業づくりをさらに進め、漁業者等の所得向上と府北部地域の活性化につなげていくことが必要である。

そのため、令和8年度を目標年度として、本府における栽培漁業の取組の基本となる計画を定めるものとする。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

1 資源管理との一体的な取組

種苗放流の実施に当たっては、国や府海洋センター等による資源評価や種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じて関係者の合意形成を図りつつ、稚魚の漁獲抑制や親魚の獲り控え等の資源管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進する。

2 対象種の重点化と効果的な栽培漁業の推進

栽培漁業の対象種の選定に際しては、社会・経済的な要請、生態系への配慮、漁獲実態、技術開発の状況等から種苗放流の適否を検討する。また、種苗生産施設の能力、地域の実情、資源の状況等を踏まえ、対象種の重点化を図ることとする。

また、放流数量の目標については、対象種の資源や漁獲の状況、種苗生産施設の能力、受益者による負担状況等も踏まえ、総合的な判断により決定する。放流効果発現のための努力にもかかわらず、期待した直接、間接的効果が得られない対象種については、種苗放流の適否から再検討することとする。

3 対象種に応じた実施体制の整備

放流した地先で漁獲される地先種については、受益者である漁業者による適切な費用負担を検討し、所得向上につながる種苗放流の実施体制の確立に努める。また、府県を越えて広く移動する、又は他県と共通の漁場で漁獲される広域種については、受益者となる関係県・関係者との連携を強化し、費用負担を含めた効果的な放流事業の実施に努めることとする。広域種のうち、ヒラメについては、日本海中西部海域協議

会で策定された「効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）」に基づき、回遊生態や資源状態、さらに受益範囲に基づく役割分担等について検討し、日本海中西部海域（石川県～山口県）における効率的・効果的な共同体制の構築に努めていくこととする。

4 生物多様性等の保全への配慮

栽培漁業の実施に当たっては、生物多様性の保全に配慮するよう努めることとし、種苗生産においては、天然発生個体の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗を生産していくとともに、放流及び養殖による天然海域への疾病のまん延の防止に努めていくこととする。

また、種苗生産機関における大量へい死の発生等不測の事態に対処するため、(公財)京都府水産振興事業団や府海洋センターとの情報交換を促進、協力体制を構築するとともに、放流用種苗の遺伝的多様性を確保するために、「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」等に留意しつつ、実施するものとする。

5 資源管理協定、水産基盤整備事業等との連携の強化

水産資源の回復・維持に向けては、種苗放流だけでなく、漁獲圧力の低減のための管理、漁場の保全及び生産力の回復を一体的に実施することが重要であることから、漁業者が策定する資源管理協定（資源管理計画を含む。）や、水産基盤整備事業等との連携について一層の強化に努める。

放流種苗の育成の場となる藻場等の整備及び保全を推進し、また、水産生物の成長段階に応じた育成環境づくりや漁港施設の活用等との積極的な連携に努める。

各地域における栽培漁業の取組は、種苗の放流海域に生息する他の水産資源の適切な管理と合理的な利用の促進、漁場や資源の利用を巡る遊漁との適切な関係の構築、海業や養殖業の振興等、漁業・漁村の活性化を図るための諸施策の推進にも資することが期待されるため、地域の実情等に即した必要な措置を講じていくこととする。

6 栽培漁業に関する府民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産資源の維持・増大に重要な役割を果たすとともに、その効果が幅広く府民に及ぶ公益性の高い取組であるため、栽培漁業の役割や効果等を広く府民に周知し、栽培漁業の実施に対する理解と協力が得られるよう努めていくこととする。

また、厳しい財政状況の下、引き続き、種苗生産経費などの削減に努めていく。

第2 種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類

種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類は次のとおりとする。

	水産動物の種類
魚類	マダイ
貝類	アワビ、サザエ

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標は次のとおりとする。

	水産動物の種類	令和8年度の放流目標	放流時の大きさ
魚類	マダイ	500 千尾以上	全長 50mm 以上
貝類	アワビ	180 千個	殻長 30mm
	サザエ	350 千個	殻高 15mm

第4 放流効果実証事業に関する事項

放流効果実証のためのモニタリング体制を確立し、事業の早期実施に努めるとともに、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量の把握に努める。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を採捕する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となった場合には、円滑な移行を図るものとする。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1 技術の開発に関する基本的な考え方

量産可能種については、効果的な種苗生産、放流、育成が可能となるよう、国立研究開発法人 水産研究・教育機構の指導、協力も得ながら、親魚養成や種苗の飼育方法などの技術の向上に努める。

また、漁業者からの要望が強い魚種については、栽培漁業の振興を図っていくための調査研究を継続し、栽培漁業を計画的に実施する上で必要な知見の集積を図る。

2 種苗生産の技術水準の目標

	水産動物の種類	水槽容量 1m ³ （水槽床面積 1m ² ）当たりの種苗生産数量	大きさ	種苗生産回数／年
栽培対象種	マダイ	5,000 尾／m ³	全長 20mm	1 回
	アワビ	2,500 個／m ²	殻長 5 mm	
	サザエ	6,000 個／m ²	殻高 2 mm	

3 解決すべき技術開発上の課題

全ての栽培漁業対象種について、生産育成の安定化、コストの削減、効果的・効率的な放流手法の改良、効果的な資源管理、資源利用の推進が必要である。

4 技術開発水準の段階

水産動物の種類		基準年（令和3年度）における平均的技術開発段階	目標年（令和8年度）における技術開発段階
栽培漁業対象種	マダイ	D～E	E～F
	アワビ	D	D～E
	サザエ	D	D～E
技術開発	アカアマダイ	A～B	B～C

対象種	ヒラメ	C～D	D～E
-----	-----	-----	-----

A（新技術開発期）：種苗生産基礎技術の開発

B（量産技術開発期）：種苗生産可能種を対象とした種苗量産技術の開発

C（放流技術開発期）：種苗量産技術の改良、放流効果発現に必要な最適放流時期・場所・サイズ・手法の検討

D（事業化検討期）：対象種の資源量・加入量の把握による資源に応じた放流数量の検討、受益の範囲と程度の把握

E（事業化実証期）：種苗の生産・放流体制の整備、放流効果の実証、経費の低減、効果に応じた経費の負担配分の検討

F（事業実施期）：持続的な栽培漁業の成立

第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

府は放流水産動物の追跡に必要な調査精度をさらに高めるために、必要に応じて、漁業協同組合、市場関係者、遊漁関係者等に対して協力を求めることとする。

また、放流効果の実証体制の整備等に資するため、毎年度、関係機関・団体の協力を得て、種苗の放流状況（入手先、時期、場所、サイズ、数量等）並びに放流後の育成、分布、採捕等に係る調査の実施状況及びその結果をとりまとめ、漁業者・遊漁関係者等への情報提供や成果の普及に努めるものとする。

第8 水産動物の生産、放流及び育成に関するその他の重要事項

本府における栽培漁業の実施体制を確立するため、公益財団法人 京都府水産振興事業団の育成支援に努めるものとする。

栽培漁業の実施に当たっては、技術水準の向上や広域的な連携推進体制の構築等について、国、都道府県、市町、大学などの関係機関及び関係団体との情報交換の促進、緊密な連携を図りながら取り組んでいくこととする。

栽培漁業が円滑に実施されるよう、関係者の合意形成、関係機関との連携強化等に努めるものとする。また、沿岸域における水産資源の安定的な生産を確保するための主要施策であるつくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進することの重要性や海の環境を守り育てていく取組の大切さなどについて、広く府民の理解と協力を得るため、積極的に広報活動していくものとする。

栽培漁業の推進に重要な役割を果たしている水産業改良普及事業の実施に際しては、今後とも、試験研究機関との連携を一層強化して、種苗放流や放流後の資源・漁場の管理などの技術の円滑な移転及び定着に努めていくこととする。

また、漁業者及び遊漁関係者に対し、栽培漁業対象種の漁獲量の記録・提示、放流魚の採捕報告等の協力を求めながら栽培漁業を実施することとする。

京都府栽培漁業センターの種苗生産施設については、種苗生産に対する漁業者からの要望に応じて生産能力を維持していくため、計画的な整備に努めていくこととする。

現行（第7次）	改正案（第8次）	備考
<p>栽培漁業は、水産資源の維持・増大に<u>重要な役割</u>を果たすほか、遊漁者への遊漁機会の提供による都市と漁村との交流促進、種苗放流体験による自然環境や水生生物の学習の場の提供などの<u>多面的な機能を有し、その効果は幅広く府民に及ぶため公益性の高い取組であると位置付けられる。</u></p>	<p>栽培漁業は、水産資源の維持・増大に<u>一定の役割</u>を果たすほか、遊漁者への遊漁機会の提供による都市と漁村との交流促進、種苗放流体験による自然環境や水生生物の学習の場の提供など、<u>その効果が広く府民に及ぶ公益的な役割も担っている。</u></p>	
<p>京都府では、栽培漁業の推進を図るため、昭和54年に漁業団体、沿海市町と連携して財団法人 京都府水産振興事業団（平成23年に公益財団法人へ移行）を設立するとともに、昭和56年には京都府栽培漁業センターを開所し、その管理運営を（公財）京都府水産振興事業団が担い、種苗の大量生産、中間育成、放流を実施してきた。これまでの種苗放流の継続を通じ、<u>漁獲量の安定が見られるほか、遊漁でも放流魚が広く利用されるなど、本府において栽培漁業の果たす役割は大きなものとなっている。</u></p>	<p>京都府では、栽培漁業の推進を図るため、昭和54年に漁業団体、沿海市町と連携して財団法人 京都府水産振興事業団（平成23年に公益財団法人へ移行）を設立した。<u>昭和56年には京都府栽培漁業センターを開所し、その管理運営を（公財）京都府水産振興事業団が担い、種苗の大量生産、中間育成、放流を実施してきた。これまでの種苗放流の継続を通じ、漁獲量が維持・増大している魚種がある一方で、十分な効果を上げるに至っていないものもある。加えて、消費者の魚離れや魚価の低迷などにより、本府沿岸漁業を取り巻く現状は厳しさを増している。</u></p>	<p>第7次計画期間において、アワビは漁獲量が増加、マダイ・サザエは減少していることを反映。</p>
<p><u>一方で、消費者の魚離れや魚価の低迷などにより、本府沿岸漁業を取り巻く現状は厳しさを増している。今後、種苗放流による増殖や養殖など計画的な生産を通じたブランド化、「海の京都」観光圏の創造を目指す市町や観光産業と連携した地産地消の推進、海業なども組み合わせた多角的で収益性の高い漁業づくりなどをさらに進め、栽培漁業による水産資源の安定化と積極的な活用により、漁業者等の所得向上と北部地域の活性化につなげていくことがますます重要となっている。</u></p>	<p><u>このような中で「海の京都」観光圏を構成する市町や観光産業と連携した地産地消の推進、海業などの取組が進められており、今後、資源管理と一体的に栽培漁業に取り組むことで水産資源を維持・増大させ、養殖漁業の拡大、ブランド化</u>も組み合わせた多角的で収益性の高い漁業づくり<u>をさらに進め、</u>漁業者等の所得向上と府北部地域の活性化につなげていくことが<u>必要である。</u></p>	<p>「「海の京都」観光圏の創造を目指す」は、海の京都 DMO の設立等によりクリアしたと判断。 「栽培漁業による～活用により、」は「資源管理との一体的な取組」と矛盾するため削除。</p>
<p>そのため、平成33年度を目標年度として、本府における栽培漁業の取組の基本となる計画を定めるものとする。</p>	<p>そのため、令和8年度を目標年度として、本府における栽培漁業の取組の基本となる計画を定めるものとする。</p>	
<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p> <p>栽培漁業の展開に際しては、厳しい社会・経済状況の下、費用対効果を念頭に置き、栽培漁業が有する水産資源の維持・増大などの基本的な役割とともに、多面的な機能等も十分認識した上で、以下の事項に配慮して、効率的かつ効果的な栽培漁業を推進していくこととする。</p>	<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p> <p>（削る）</p>	<p>内容が以下1～6に重複するため削除。</p>
<p>（新設）</p>	<p>1 資源管理との一体的な取組</p> <p><u>種苗放流の実施に当たっては、国や府海洋センター等による資源評価や種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じて関係者の合意形成を図りつつ、稚魚の漁獲抑制や親魚の獲り控え等の資源管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進する。</u></p>	<p>国方針より引用</p>
<p>1 対象種の重点化と効率的な栽培漁業の推進</p>	<p>2 対象種の重点化と効果的な栽培漁業の推進</p>	

現行（第7次）	改正案（第8次）	備考
<p>栽培漁業の対象種の選定に際しては、社会・経済的な要請、生態系への配慮、漁獲実態、技術開発の状況等から種苗放流の適否を検討するとともに、種苗生産施設の能力、地域の実情_____等を踏まえ、優先順位をつけて対象種の重点化を図ることとする。</p>	<p>栽培漁業の対象種の選定に際しては、社会・経済的な要請、生態系への配慮、漁獲実態、技術開発の状況等から種苗放流の適否を検討する。また、種苗生産施設の能力、地域の実情、資源の状況等を踏まえ、_____対象種の重点化を図ることとする。</p>	
<p>また、種苗放流による資源の造成機能を活用して、効果的な資源の維持・回復に努めていくこととする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>内容は新設した項目1に包含。</p>
<p>_____放流数量の目標については、対象種の資源や漁獲の状況、種苗生産施設の能力、受益者による負担状況等も踏まえ、総合的な判断により決定するとともに、放流効果発現のための努力にもかかわらず、期待した直接、間接的効果が得られない対象種については、当該放流計画全体を再検討することとする。</p>	<p>また、放流数量の目標については、対象種の資源や漁獲の状況、種苗生産施設の能力、受益者による負担状況等も踏まえ、総合的な判断により決定する。_____放流効果発現のための努力にもかかわらず、期待した直接、間接的効果が得られない対象種については、種苗放流の適否から再検討することとする。</p>	
<p>2 対象種に応じた推進体制の整備</p> <p>種苗の放流に当たっては、対象種に応じた推進体制の整備に努めることとし、地先種については、受益者である漁業者等による種苗放流を推進していくこととする。_____また、府県を越えて広く移動する、若しくは他県と共通の漁場で漁獲される広域種については、_____関係県との連携を強化することで、_____効果的な放流事業の展開に努めることとする。広域種のうち、ヒラメについては、日本海中西部海域協議会で策定された「効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）」に基づき、回遊生態や資源状態、さらに受益範囲に基づく役割分担等について検討し、日本海中西部海域（石川県～山口県）における効率的・効果的な共同体制の構築に努めていくこととする。</p>	<p>3 対象種に応じた実施体制の整備</p> <p>_____放流した地先で漁獲される地先種については、受益者である漁業者による適切な費用負担を検討し、所得向上につながる種苗放流の実施体制の確立に努める。また、府県を越えて広く移動する、又は_____他県と共通の漁場で漁獲される広域種については、受益者となる関係県・関係者との連携を強化し、費用負担を含めた効果的な放流事業の実施に努めることとする。広域種のうち、ヒラメについては、日本海中西部海域協議会で策定された「効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）」に基づき、回遊生態や資源状態、さらに受益範囲に基づく役割分担等について検討し、日本海中西部海域（石川県～山口県）における効率的・効果的な共同体制の構築に努めていくこととする。</p>	<p>「費用負担」に係る内容は6の第2段落から移動</p>
<p>3 生物多様性等の保全への配慮</p> <p>栽培漁業の推進に当たっては、生物多様性の保全に配慮するよう努めることとし、種苗生産においては、天然発生個体の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗を生産していくとともに、栽培漁業とともに養殖においても種苗を使用することから、放流及び養殖による天然海域への疾病のまん延の防止に努めていくこととする。</p>	<p>4 生物多様性等の保全への配慮</p> <p>栽培漁業の実施に当たっては、生物多様性の保全に配慮するよう努めることとし、種苗生産においては、天然発生個体の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗を生産していくとともに、_____放流及び養殖による天然海域への疾病のまん延の防止に努めていくこととする。</p>	
<p>また、種苗生産機関における大量へい死の発生等不測の事態に対処するため、各機関_____との情報交換を促進、協力体制を構築するとともに、放流用種苗の遺伝的多様性を確保するために必要な措置は、「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針_____」</p>	<p>また、種苗生産機関における大量へい死の発生等不測の事態に対処するため、(公財)京都府水産振興事業団や府海洋センターとの情報交換を促進、協力体制を構築するとともに、放流用種苗の遺伝的多様性を確保するために_____、「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針(平成27年3月(独)水産総合</p>	

現行（第7次）	改正案（第8次）	備考
<p>_____」等に留意しつつ、実施可能なものから 順次導入するものとする。</p>	<p>研究センター、水産庁作成)」等に留意しつつ、実施 _____するものとする。</p>	
<p>4 資源管理計画、水産基盤整備事業等との連携の強化</p> <p>水産資源の回復・維持に向けては、種苗放流だけでなく、漁獲圧力の低減のための管理、漁場の保全及び生産力の回復を一体的に実施することが重要であることから、漁業者が策定する資源管理計画_____や、水産基盤整備事業等との連携について一層の強化に努める。</p>	<p>5 資源管理協定、水産基盤整備事業等との連携の強化</p> <p>水産資源の回復・維持に向けては、種苗放流だけでなく、漁獲圧力の低減のための管理、漁場の保全及び生産力の回復を一体的に実施することが重要であることから、漁業者が策定する資源管理協定（資源管理計画を含む。）や、水産基盤整備事業等との連携について一層の強化に努める。</p>	<p>資源管理計画から資源管理協定への移行に対応</p>
<p>放流種苗の育成の場となる藻場等の整備及び保全を推進し、また、水産生物の成長段階に応じた育成環境づくりや漁港施設の活用等との積極的な連携に努める。</p>	<p>放流種苗の育成の場となる藻場等の整備及び保全を推進し、また、水産生物の成長段階に応じた育成環境づくりや漁港施設の活用等との積極的な連携に努める。</p>	
<p>各地域における栽培漁業の取組は、種苗の放流海域に生息する他の水産資源の適切な管理と合理的な利用の促進、漁場や資源の利用を巡る遊漁との適切な関係の構築、海業や養殖業の振興等、漁業・漁村の活性化を図るための諸施策の推進にも資することが期待されるため、地域の実情等に即した必要な措置を講じていくこととする。</p>	<p>各地域における栽培漁業の取組は、種苗の放流海域に生息する他の水産資源の適切な管理と合理的な利用の促進、漁場や資源の利用を巡る遊漁との適切な関係の構築、海業や養殖業の振興等、漁業・漁村の活性化を図るための諸施策の推進にも資することが期待されるため、地域の実情等に即した必要な措置を講じていくこととする。</p>	
<p>5 栽培漁業の普及と費用負担</p> <p>栽培漁業は、水産資源の維持・増大に重要な役割を果たすとともに、その効果が幅広く府民に及ぶ公益性の高い取組であるため、栽培漁業の役割や効果等を広く府民に周知し、栽培漁業の<u>推進</u>に対する理解と協力が得られるよう努めていくこととする。</p>	<p>6 栽培漁業に関する府民の理解の醸成と普及</p> <p>栽培漁業は、水産資源の維持・増大に重要な役割を果たすとともに、その効果が幅広く府民に及ぶ公益性の高い取組であるため、栽培漁業の役割や効果等を広く府民に周知し、栽培漁業の<u>実施</u>に対する理解と協力が得られるよう努めていくこととする。</p>	<p>内容に合わせて変更</p>
<p>また、厳しい財政状況の下、引き続き、種苗生産経費などの削減に努めていくとともに、栽培漁業の推進のための費用負担について、<u>直接的な受益者である漁業者と遊漁船業者の負担協力や、広範な関係者の理解と協力が得られるよう、栽培漁業の効果や必要性等を積極的に情報提供していく。</u></p>	<p>また、厳しい財政状況の下、引き続き、種苗生産経費などの削減に努めていく。_____</p>	<p>「費用負担」は3に包含 「情報提供」は第7の2段落目に包含</p>

現行（第7次）	改正案（第8次）	備考																														
<p>第2 種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類</p> <p>種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="397 411 753 621"> <tr> <td></td> <td>水産動物の種類</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>マダイ</td> </tr> <tr> <td>貝類</td> <td>アワビ サザエ</td> </tr> </table>		水産動物の種類	魚類	マダイ	貝類	アワビ サザエ	<p>第2 種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類</p> <p>種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1377 411 1733 621"> <tr> <td></td> <td>水産動物の種類</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>マダイ</td> </tr> <tr> <td>貝類</td> <td>アワビ サザエ</td> </tr> </table>		水産動物の種類	魚類	マダイ	貝類	アワビ サザエ																			
	水産動物の種類																															
魚類	マダイ																															
貝類	アワビ サザエ																															
	水産動物の種類																															
魚類	マダイ																															
貝類	アワビ サザエ																															
<p>第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標</p> <p>水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="308 800 1050 1125"> <thead> <tr> <th></th> <th>水産動物の種類</th> <th>平成33年度の放流目標</th> <th>放流時の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類</td> <td>マダイ</td> <td>500千尾以上</td> <td>全長50mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貝類</td> <td>アワビ</td> <td>180千個</td> <td>殻長30mm</td> </tr> <tr> <td>サザエ</td> <td>350千個</td> <td>殻高15mm</td> </tr> </tbody> </table>		水産動物の種類	平成33年度の放流目標	放流時の大きさ	魚類	マダイ	500千尾以上	全長50mm以上	貝類	アワビ	180千個	殻長30mm	サザエ	350千個	殻高15mm	<p>第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標</p> <p>水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1288 800 2030 1125"> <thead> <tr> <th></th> <th>水産動物の種類</th> <th>令和8年度の放流目標</th> <th>放流時の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類</td> <td>マダイ</td> <td>500千尾以上</td> <td>全長50mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貝類</td> <td>アワビ</td> <td>180千個</td> <td>殻長30mm</td> </tr> <tr> <td>サザエ</td> <td>350千個</td> <td>殻高15mm</td> </tr> </tbody> </table>		水産動物の種類	令和8年度の放流目標	放流時の大きさ	魚類	マダイ	500千尾以上	全長50mm以上	貝類	アワビ	180千個	殻長30mm	サザエ	350千個	殻高15mm	
	水産動物の種類	平成33年度の放流目標	放流時の大きさ																													
魚類	マダイ	500千尾以上	全長50mm以上																													
貝類	アワビ	180千個	殻長30mm																													
	サザエ	350千個	殻高15mm																													
	水産動物の種類	令和8年度の放流目標	放流時の大きさ																													
魚類	マダイ	500千尾以上	全長50mm以上																													
貝類	アワビ	180千個	殻長30mm																													
	サザエ	350千個	殻高15mm																													
<p>第4 放流効果実証事業に関する事項</p> <p>放流効果実証のためのモニタリング体制を確立し、事業の早期実施に努めるとともに、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量の把握に努める。</p>	<p>第4 放流効果実証事業に関する事項</p> <p>放流効果実証のためのモニタリング_____に努めるとともに、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量の把握に努める。</p>	<p>漁獲物への混獲状況の情報収集が実施されていることから、体制確立は一定整ったため削除</p>																														
<p>(新設)</p>	<p>第5 特定水産動物育成事業に関する事項</p> <p><u>特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を採捕する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となった場合には、円滑な移行を図るものとする。</u></p>	<p>法で記載が規定されているため新設</p>																														
<p>第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項</p>	<p>第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項</p>																															

現行（第7次）	改正案（第8次）	備考																																
<p>1 技術の開発に関する基本的な考え方</p> <p>栽培漁業を計画的に推進するために必要な技術の基礎的知見の集積に努めるとともに、計画_____的な種苗生産、放流、育成が可能となるよう、国立研究開発法人<u>水産総合研究センター</u>の指導、協力も得ながら、親魚養成や種苗の飼育方法などの技術<u>条件</u>の整備に努めるとともに、_____栽培漁業の振興を図っていくための調査研究を継続し、栽培漁業を計画的に<u>推進</u>する上で必要な知見の集積を図る。</p>	<p>1 技術の開発に関する基本的な考え方</p> <p>_____量産可能種については、効果的な種苗生産、放流、育成が可能となるよう、国立研究開発法人 <u>水産研究・教育機構</u>の指導、協力も得ながら、親魚養成や種苗の飼育方法などの技術_____の<u>向上</u>に努める。</p> <p>また、漁業者からの要望が強い魚種については、栽培漁業の振興を図っていくための調査研究を継続し、栽培漁業を計画的に<u>実施</u>する上で必要な知見の集積を図る。</p>	<p>マダイ、アワビ等は安定して種苗生産できており、計画的に技術開発を進める段階は脱したと考えられることから削除。</p> <p>「漁業者からの要望」はナマコやイワガキを想定。</p>																																
<p>2 種苗生産の技術水準の目標</p> <table border="1" data-bbox="308 785 1050 1381"> <thead> <tr> <th></th> <th>水産動物の種類</th> <th>水槽容量 1m³ (水槽床面積 1m²) 当たりの種苗生産数量</th> <th>大きさ</th> <th>種苗生産回数/年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">栽培対象種</td> <td>マダイ</td> <td>5,000 尾/m³</td> <td>全長 20mm</td> <td rowspan="3">1 回</td> </tr> <tr> <td>アワビ</td> <td>2,500 個/m²</td> <td>殻長 5mm</td> </tr> <tr> <td>サザエ</td> <td>6,000 個/m²</td> <td>殻高 2mm</td> </tr> </tbody> </table>		水産動物の種類	水槽容量 1m ³ (水槽床面積 1m ²) 当たりの種苗生産数量	大きさ	種苗生産回数/年	栽培対象種	マダイ	5,000 尾/m ³	全長 20mm	1 回	アワビ	2,500 個/m ²	殻長 5mm	サザエ	6,000 個/m ²	殻高 2mm	<p>2 種苗生産の技術水準の目標</p> <table border="1" data-bbox="1291 785 2033 1381"> <thead> <tr> <th></th> <th>水産動物の種類</th> <th>水槽容量 1m³ (水槽床面積 1m²) 当たりの種苗生産数量</th> <th>大きさ</th> <th>種苗生産回数/年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">栽培対象種</td> <td>マダイ</td> <td>5,000 尾/m³</td> <td>全長 20mm</td> <td rowspan="3">1 回</td> </tr> <tr> <td>アワビ</td> <td>2,500 個/m²</td> <td>殻長 5mm</td> </tr> <tr> <td>サザエ</td> <td>6,000 個/m²</td> <td>殻高 2mm</td> </tr> </tbody> </table>		水産動物の種類	水槽容量 1m ³ (水槽床面積 1m ²) 当たりの種苗生産数量	大きさ	種苗生産回数/年	栽培対象種	マダイ	5,000 尾/m ³	全長 20mm	1 回	アワビ	2,500 個/m ²	殻長 5mm	サザエ	6,000 個/m ²	殻高 2mm	
	水産動物の種類	水槽容量 1m ³ (水槽床面積 1m ²) 当たりの種苗生産数量	大きさ	種苗生産回数/年																														
栽培対象種	マダイ	5,000 尾/m ³	全長 20mm	1 回																														
	アワビ	2,500 個/m ²	殻長 5mm																															
	サザエ	6,000 個/m ²	殻高 2mm																															
	水産動物の種類	水槽容量 1m ³ (水槽床面積 1m ²) 当たりの種苗生産数量	大きさ	種苗生産回数/年																														
栽培対象種	マダイ	5,000 尾/m ³	全長 20mm	1 回																														
	アワビ	2,500 個/m ²	殻長 5mm																															
	サザエ	6,000 個/m ²	殻高 2mm																															
<p>3 解決すべき技術開発上の課題</p> <p>全ての栽培漁業対象種について、生産育成の安定化、コストの削減、_____効果的・効率的な放流手法_の改良、効果的な資源管理、資源利用の推進が必要である。</p>	<p>3 解決すべき技術開発上の課題</p> <p>全ての栽培漁業対象種について、生産育成の安定化、コストの削減、<u>より</u>効果的・効率的な放流手法<u>へ</u>の改良、効果的な資源管理、資源利用の推進が必要である。</p>																																	
<p>4 技術開発水準の段階</p> <table border="1" data-bbox="210 1696 1020 1898"> <thead> <tr> <th>水産動物の種類</th> <th>基準年（平成 27 年度）における平均的技術開発段階</th> <th>目標年（平成 33 年度）における技術開発段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水産動物の種類	基準年（平成 27 年度）における平均的技術開発段階	目標年（平成 33 年度）における技術開発段階				<p>4 技術開発水準の段階</p> <table border="1" data-bbox="1190 1696 2000 1898"> <thead> <tr> <th>水産動物の種類</th> <th>基準年（令和 3 年度）における平均的技術開発段階</th> <th>目標年（令和 8 年度）における技術開発段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水産動物の種類	基準年（令和 3 年度）における平均的技術開発段階	目標年（令和 8 年度）における技術開発段階																								
水産動物の種類	基準年（平成 27 年度）における平均的技術開発段階	目標年（平成 33 年度）における技術開発段階																																
水産動物の種類	基準年（令和 3 年度）における平均的技術開発段階	目標年（令和 8 年度）における技術開発段階																																

現行（第7次）				改正案（第8次）				備考	
栽培 漁業 対象 種	マダイ	D～E	E～F	栽培 漁業 対象 種	マダイ	D～E	E～F	技術開発対象種（アカアマダイ、ヒラメ）を 継続する理由 アカアマダイ：栽培センターは種苗生産技術 を有していないものの、漁業者の要望が一定 あることから、種苗生産の可能性を引き続き 検討（種苗生産を主体となって実施してきた 日水研は R3 で種苗生産を中止。県への技術 指導等が一定完了したこと、放流事業の拡大 要望がなく種苗生産技術の向上の必要が少 ないこと等のため） ヒラメ：栽培センターは種苗生産を中止した ものの、福井県から種苗を購入し放流してい ること、広域計画に参画していること等か ら、引き続き放流効果発現に適切な条件の検 討を行うこととする	
	アワビ	D	D～E		アワビ	D	D～E		
	サザエ	D	D～E		サザエ	D	D～E		
技術 開発 対象 種	アカアマ ダイ	A～B	B～C	技術 開発 対象 種	アカアマ ダイ	A～B	B～C		
	ヒラメ	C～D	D～E		ヒラメ	C～D	D～E		
A（新技術開発期）：種苗生産基礎技術の開発 B（量産技術開発期）：種苗生産可能種を対象とした種苗量産技術の開発 C（放流技術開発期）：種苗量産技術の改良、放流効果発現に必要な最適放流時期・場所・サイズ・手法の検討 D（事業化検討期）：対象種の資源量・加入量の把握による資源に応じた放流数量の検討、受益の範囲と程度の把握 E（事業化実証期）：種苗の生産・放流体制の整備、放流効果の実証、経費の低減、効果に応じた経費の負担配分の検討 F（事業実施期）：持続的な栽培漁業の成立				A（新技術開発期）：種苗生産基礎技術の開発 B（量産技術開発期）：種苗生産可能種を対象とした種苗量産技術の開発 C（放流技術開発期）：種苗量産技術の改良、放流効果発現に必要な最適放流時期・場所・サイズ・手法の検討 D（事業化検討期）：対象種の資源量・加入量の把握による資源に応じた放流数量の検討、受益の範囲と程度の把握 E（事業化実証期）：種苗の生産・放流体制の整備、放流効果の実証、経費の低減、効果に応じた経費の負担配分の検討 F（事業実施期）：持続的な栽培漁業の成立					
第6 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項				第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項					
1 放流水産動物の追跡に必要な調査精度をさらに高めるために、必要に応じて、漁業協同組合、市場関係者、遊漁関係者等に対して協力を求めることとする。				府は放流水産動物の追跡に必要な調査精度をさらに高めるために、必要に応じて、漁業協同組合、市場関係者、遊漁関係者等に対して協力を求めることとする。					
2 府は放流効果の実証体制の整備等に資するため、毎年度、関係機関・団体の協力を得て、種苗の放流状況（入手先、時期、場所、サイズ、数量等）並びに放流後の育成、分布、採捕等に係る調査の実施状況及びその結果をとりまとめ、漁業者への情報提供や成果の普及に努めるものとする。				また、放流効果の実証体制の整備等に資するため、毎年度、関係機関・団体の協力を得て、種苗の放流状況（入手先、時期、場所、サイズ、数量等）並びに放流後の育成、分布、採捕等に係る調査の実施状況及びその結果をとりまとめ、漁業者・遊漁関係者等への情報提供や成果の普及に努めるものとする。				遊漁との連携体制を構築するため明記	
第7 水産動物の生産、放流及び育成に関するその他の重要事項				第8 水産動物の生産、放流及び育成に関するその他の重要事項					
本府における栽培漁業の実施体制を確立するため、 <u>栽培漁業推進の中核的組織である公益財団法人 京都府水産振興事業団</u> の育成支援に努めるものとする。				本府における栽培漁業の実施体制を確立するため、 <u>公益財団法人 京都府水産振興事業団</u> の育成支援に努めるものとする。					
栽培漁業の <u>推進</u> に当たっては、技術水準の向上や広域的な連携推進体制の構築等について、国、都道府県、市町、大学などの関係機関及び関				栽培漁業の <u>実施</u> に当たっては、技術水準の向上や広域的な連携推進体制の構築等について、国、都道府県、市町、大学などの関係機関及び関					

現行（第7次）	改正案（第8次）	備考
係団体との情報交換の促進、緊密な連携を図りながら取り組んでいくこととする。	係団体との情報交換の促進、緊密な連携を図りながら取り組んでいくこととする。	
栽培漁業が円滑に <u>推進</u> されるよう、関係者の合意形成、関係機関との連携強化等に努めるものとする。また、沿岸域における水産資源の安定的な生産を確保するための主要施策であるつくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進することの重要性や海の環境を守り育てていく取組の大切さなどについて、広く府民の理解と協力を得るため、積極的に広報活動していくものとする。	栽培漁業が円滑に <u>実施</u> されるよう、関係者の合意形成、関係機関との連携強化等に努めるものとする。また、沿岸域における水産資源の安定的な生産を確保するための主要施策であるつくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進することの重要性や海の環境を守り育てていく取組の大切さなどについて、広く府民の理解と協力を得るため、積極的に広報活動していくものとする。	
栽培漁業の推進に重要な役割を果たしている水産業改良普及事業の実施に際しては、今後とも、試験研究機関との連携を一層強化して、種苗放流や放流後の資源・漁場の管理などの技術の円滑な移転及び定着に努めていくこととする。	栽培漁業の推進に重要な役割を果たしている水産業改良普及事業の実施に際しては、今後とも、試験研究機関との連携を一層強化して、種苗放流や放流後の資源・漁場の管理などの技術の円滑な移転及び定着に努めていくこととする。	
また、漁業者及び遊漁関係者は、 <u>栽培漁業対象種の漁獲量の記録・提示、放流魚の採捕報告等に積極的に協力していくものとする。</u>	また、漁業者及び遊漁関係者 <u>に対し、栽培漁業対象種の漁獲量の記録・提示、放流魚の採捕報告等の協力を求めながら栽培漁業を実施することとする。</u>	
京都府栽培漁業センターの種苗生産施設については、種苗生産に対する漁業者からの強い要望に応じて生産能力を維持していくため、計画的な整備に努めていくこととする。	京都府栽培漁業センターの種苗生産施設については、種苗生産に対する漁業者からの <u>強い</u> 要望に応じて生産能力を維持していくため、計画的な整備に努めていくこととする。	

第2号議案 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

【理由】

京都府知事から、さんま・まあじ・まいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 2 京都府知事からの諮問文(写)

参考資料 京都府における特定水産資源の管理について



4 水 第 567 号
令和 4 年 12 月 7 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 5 管理年度における知事管理
漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、漁業法第 16 条第 2 項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996

京都府における特定水産資源の管理について

漁業法に基づき、国から府に配分された漁獲可能量(TAC)を、京都府資源管理方針に定めた割当基準に従い、各管理区分に割り当てて管理(※割当の際に漁調委への諮問、国への承認申請(軽微な変更除く。)必要)。数量報告については、当該資源を採捕した全ての漁業者が義務。採捕停止命令は、数量管理している場合が対象

特定水産資源	管理期間	TAC配分量 (トン) (上:R4、下:R5)	管理方法	管理区分	数量報告	採捕停止 命令
さんま	1～12月	現行水準 現行水準	努力量管理	京都府さんま漁業	○	×
まあじ	同上	現行水準 現行水準	努力量管理	京都府まあじ漁業	○	×
まいわし対馬暖流系群	同上	現行水準 現行水準	努力量管理	京都府まいわし漁業	○	×
くろまぐろ (小型、大型別)	4月～翌3月	小:37.3、大:28.5 —	総量管理	定置漁業、 漁船漁業等 (日本海、その他海域) ※定置等では期間区分有り	○	○
するめいか	同上	現行水準 —	努力量管理	京都府するめいか漁業	○	×
ずわいがに日本海 系群A海域	7月～翌6月	32.0トン —	総量管理	京都府ずわいがに漁業	○	○
まさば対馬暖流系群 及びごまさば東シナ海 系群	同上	現行水準 —	努力量管理	京都府まさば及び ごまさば漁業	○	×

第3号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
(諮問)

【理由】

京都府知事からくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量の変更について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資 料 3 京都府知事からの諮問文(写)



4水第566号
令和4年12月7日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更することについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996

別紙

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量の変更

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (t)	
		変更前	変更後
くろまぐろ （小型魚）	京都府定置漁業	34.1	34.1
	第Ⅰ期間 （令和4年4月1日から11月30日まで）	3.4	0.0
	第Ⅱ期間 （令和4年12月1日から令和5年3月31日まで）	30.7	34.1
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0	1.0
	第Ⅰ期間 （令和4年4月1日から11月30日まで）	0.8	0.0029
	第Ⅱ期間 （令和4年12月1日から令和5年3月31日まで）	0.2	0.9971
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1	0.1
	留 保	2.1	2.1
	合 計	37.3	37.3
	くろまぐろ （大型魚）	京都府定置漁業	25.8
第Ⅰ期間 （令和4年4月1日から11月30日まで）		20.6	9.065
第Ⅱ期間 （令和4年12月1日から令和5年3月31日まで）		5.2	16.735
京都府漁船漁業等（日本海）		0.1	0.1
京都府漁船漁業等（その他海域）		1.4	1.4
留 保		1.2	1.2
合 計		28.5	28.5

第4号議案 知事許可漁業における制限措置等について
(諮問)

【理由】

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、
答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資 料 4 京都府知事からの諮問文(写)

○機船船びき網漁業

(さより二そうびき機船船びき網漁業)



4水事第272号の8
令和4年11月29日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の
制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和5年1月1日から令和5年1月31日まで

制限措置：別紙のとおり

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 廣岡
T E L	0772-22-4438

別紙

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
さより二そらびき 機船船びき網漁業	8隻 (許可上限(18隻)から令和 4年12月1日現在有効な許可 (10隻)を除いた数)	5トン以下	京共第1号共同漁業権 区域内 京共第3、7号共同漁 業権区域内 京共第4、6、7号共 同漁業権区域内 京共第5、6、7号共 同漁業権区域内 京共第22号共同漁業権 区域内 京共第24号共同漁業権 区域内	3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 9月1日から11月15日まで 3月1日から5月10日まで 9月1日から10月31日まで	操業区域の共同 漁業権の関係地 区に住所を有す る者

第5号議案 知事許可漁業における制限措置等について
(諮問)

【理由】

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、
答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資 料 5 京都府知事からの諮問文

- 固定式刺網漁業
(はまち底刺網漁業)



4水事第272号の9
令和4年11月29日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）の制限措置等について
（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

あわせて、許可の有効期間を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第46条第2項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和4年12月16日から令和5年1月15日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：許可の日（既に許可を有している場合は、当該許可の有効期間終了日）から令和9年12月31日まで

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 廣岡
T E L	0772-22-4438

別紙

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
はまち底刺網漁業	8名 (新規枠4名＋ 継続許可枠4名)	<p>京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町万畳鼻突角石京共基第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 京丹後市丹後町城ヶ鼻(通称)と同町犬崎山頂を結ぶ線の延長線 ウ 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線</p> <p>京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真方位330度45分の線</p> <p>京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域) ア 最大高潮時海岸線における京都府と兵庫県境界正北の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から330度45分の線</p>	周年	<p>京丹後市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者</p> <p>京丹後市網野町磯、塩江、浜詰に住所を有する者</p> <p>京丹後市久美浜町に住所を有する者</p>

第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

【内 容】

令和4年11月30日に開催されました「日本海・九州西広域漁業調整委員会第31回日本海西部部会」及び12月1日に開催されました「第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会」について、その概要を報告します。

本会からは、川崎芳彦委員が（WEB）出席

【添付資料】

報告資料1 会議次第、委員名簿、資料抜粋

第 15 次漁場計画策定に向けた作業状況について

【内 容】

京都府からこのことについて報告があります。

【添付資料】

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 報告資料 2 - 1 | 第 15 次漁場計画策定に向けた作業状況について（報告） |
| 〃 - 2 | 第 15 次海区漁場計画策定のための基本的な考え方 |
| 〃 - 3 | 京都府沿岸漁業権免許位置概要図
（令和 4 年 11 月現在） |

海洋調査船の代船建造について

【内 容】

京都府からこのことについて報告があります。

【添付資料】

報告資料3 京都府海洋調査船「平安丸」の代船建造について